

高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事開始日等を選択でき、これが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下、「余裕期間設定工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕期間設定工事は、発注の時期（年度後半に限定しない）、工事の特性などから、不調・不落の発生が懸念される工事で、余裕期間を設定することにより、解消が期待できる工事を対象とし、発注者が指定したものとする。

なお、対象工事の選定にあたっては、施工時期の偏在（工期の終期が年度末となる工事の過度な増加など）を生じることがないように留意すること。

(工事開始日及び工期の終期日)

第3条 工事開始日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。

- (1) 発注者が工事開始日を指定する方式（発注者指定方式）
- (2) 発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式（任意選択方式）
- (3) 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事開始日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式）

2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して最大で180日とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第10条において定める。

3 任意選択方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1－1）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙1－2）により、発注者に通知しなければならない。

(工事開始日の変更及び工事着手日)

第4条 発注者指定方式において、契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合は、受発注者で協議の上、工事開始日を変更することができる。

2 任意選択方式又はフレックス方式において、受注者は、契約締結後に工事開始日を変更する場合は、工事開始日変更通知書（別紙2－1（工事開始日の前倒し）又は別紙2－2（工事開始日の延長））により発注者に通知しなければならない。

その場合において、受注者が工事開始日の延長により工期の変更を希望する場合は

必要に応じて変更契約を行い、それ以外の場合は工期の変更は必要ないものとするが、工事成績評定における「工程管理」に関する項目の評価点及び工事の一時中止等に伴う工期延長日数については、実質的に工期が延長されていることを踏まえて決定するものとする。

- 3 受注者は、特別の事情がない限り、発注者が指定した工事開始日又は前項の規定により発注者に通知した工事開始日から 30 日以内に工事に着手し、着手届を提出しなければならない。

(工期の設定)

第 5 条 発注者が指定した工事開始日又は受注者が定めた工事開始日から工期の終期日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を確保することを原則とする。

(前金払の請求)

第 6 条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第 7 条 契約日から工事開始日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約締結日から工事開始日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第 8 条 契約締結日から工事開始日までの期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理（主任）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第 9 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(入札公告等における記載方法)

第 10 条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

(1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は 180 日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は **180 日** とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和○年○月○日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

- (2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。
- (3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

附則

この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

(別紙 1 - 1)

工 事 開 始 日 通 知 書
(余裕期間設定工事) (任意選択方式)

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者)

落札した次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

1 工事番号及び工事名

2 工事箇所

3 工事開始日 令和 年 月 日

- ※ 1 契約締結までに提出すること。
- 2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 3 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(別紙 1 - 2)

全 体 工 期 通 知 書

(余裕期間設定工事) (フレックス方式)

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者)

落札した次の工事について、全体工期を定めましたので通知します。

なお、工期の終期日について、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を下回る場合、又は発注者が算定した日を超える場合は、発注者が算定した日に従います。

1 工事番号及び工事名

2 工事箇所

3 工事開始日 令和 年 月 日

4 工期の終期日 令和 年 月 日

※ 1 契約締結までに提出すること。

2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

3 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

4 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(別紙 2 - 1 (工事開始日の前倒し))

工 事 開 始 日 変 更 通 知 書
(余裕期間設定工事)

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者)

令和 年 月 日付けで工事開始日を通知した次の工事について、工事開始日を変更しましたので通知します。

1 工事番号及び工事名

2 工事箇所

3 工事開始日 変更前 令和 年 月 日
変更後 令和 年 月 日

※ 1 工事開始日を前倒しした場合において、工期の変更は必要ないものとします。

(別紙 2 - 2 (工事開始日の延長))

工 事 開 始 日 変 更 通 知 書
(余裕期間設定工事)

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者)

令和 年 月 日付けで工事開始日を通知した次の工事について、工事開始日を変更しましたので通知します。

なお、この工事開始日の延長に伴い、工期の変更を希望 (します・しません)。

1 工事番号及び工事名

2 工事箇所

3 工事開始日 変更前 令和 年 月 日

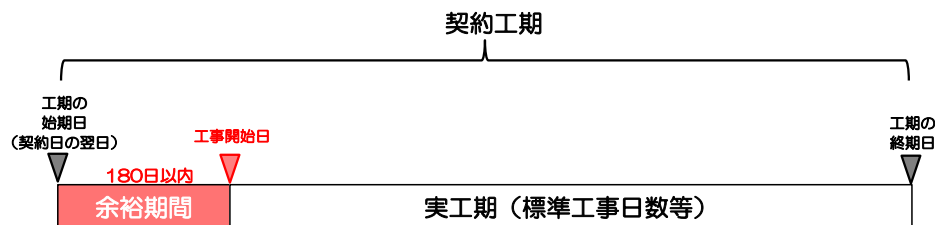
変更後 令和 年 月 日

※ 1 この工事開始日の延長に伴い、工期の変更を希望するか希望しないか、
どちらかに○を記入してください。

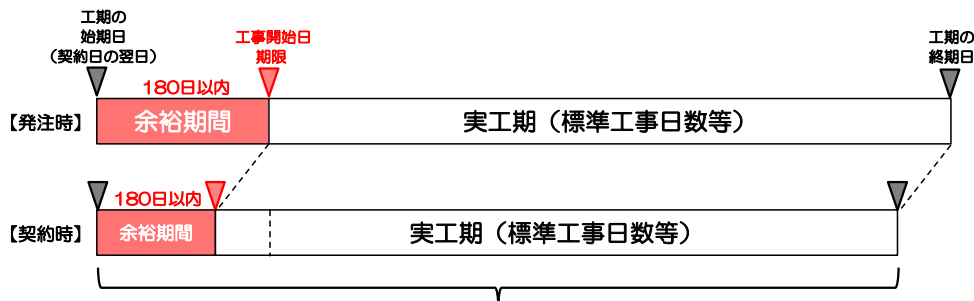
①工期の設定（イメージ）

【参考資料】

＜発注者指定方式＞

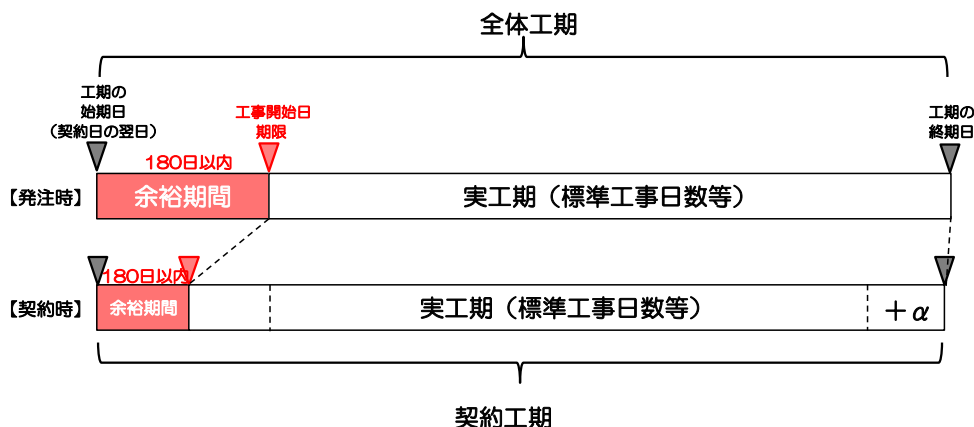


＜任意選択方式＞



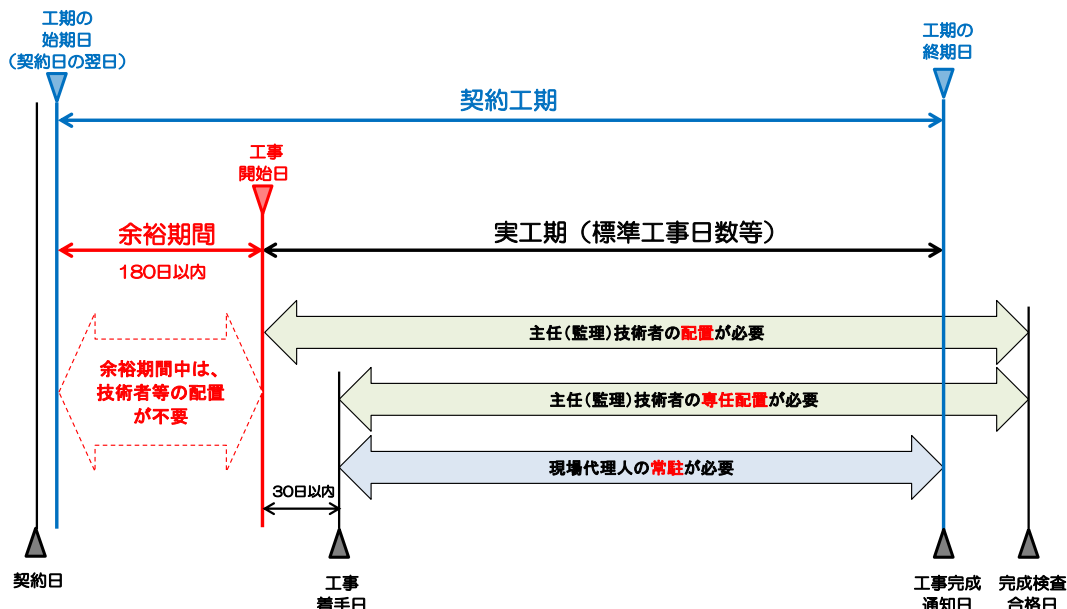
※余裕期間を短縮した場合、その分の契約工期も短縮する。
※余裕期間を短縮しても、工期の終期日を決めている場合、契約工期は短縮しない。

＜フレックス方式＞



※全体工期内で、工事開始日と工期の終期日（任意の期間）を決定することができる。
※任意の期間は、発注者が定める工事期間（標準工事日数等）以上を確保することを原則とする。
※余裕期間を短縮した場合、契約工期を短縮する必要はない。
※工期の終期日を決めている場合でも、上記を含めて、任意の期間を決定できる。

②余裕期間を設定した工事の技術者等の配置について（イメージ）



※備考
・別途履行中の工事に専任配置されている主任（監理）技術者であっても、発注者が設定した余裕期間内に当該別途工事の引渡し完了したものについては、配置予定技術者として入札参加が可能。

高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領 新旧対照表（令和6年1月1日施行）

新	旧
第1条 （省略） 第2条 （省略） （工事開始日及び工期の終期日） 第3条 工事開始日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。 （1）発注者が工事開始日を指定する方式（発注者指定方式） （2）発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式（任意選択方式） （3）発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事開始日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式） 2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して最大で<u>180日</u>とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第10条において定める。 3 任意選択方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1－1）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙1－2）により、発注者に通知しなければならない。 第4条 （省略） 第5条 （省略） 第6条 （省略） 第7条 （省略） 第8条 （省略） 第9条 （省略）	第1条 （省略） 第2条 （省略） （工事開始日及び工期の終期日） 第3条 工事開始日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。 （1）発注者が工事開始日を指定する方式（発注者指定方式） （2）発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式（任意選択方式） （3）発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事開始日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式） 2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して最大で<u>90日程度</u>とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第10条において定める。 3 任意選択方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1－1）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙1－2）により、発注者に通知しなければならない。 第4条 （省略） 第5条 （省略） 第6条 （省略） 第7条 （省略） 第8条 （省略） 第9条 （省略）

(入札公告等における記載方法)

第10条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

(1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は 180 日 とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は 180 日 とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和〇年〇月〇日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

(2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。

(3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

(入札公告等における記載方法)

第10条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

(1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は 90 日 とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は 90 日 とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和〇年〇月〇日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

(2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。

(3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

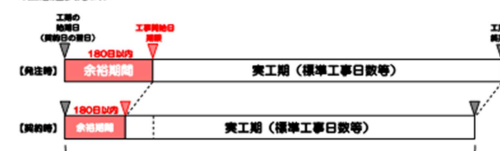
附則 この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。 附則 この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。 附則 この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。 附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。</u>	附則 この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。 附則 この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。 附則 この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。 附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。
---	--

【參考資料】

＜発注者指定方式＞



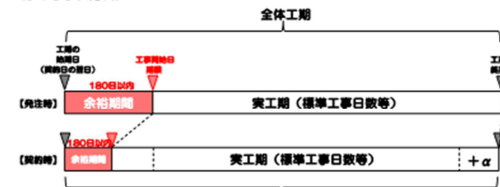
＜任意選択方式＞



契約工期

※会期期間を増減した場合、その分の契約工期も短縮する。
※会期期間を増減しても、工期の終期日を決めている場合、契約工期は短縮しない。

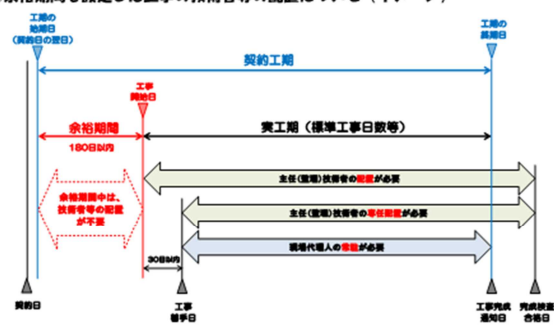
＜フレックス方式＞



契約工期

※全体工期内で、工事開始日と工期の終日（任意の期間）を決定することができる。
 ※任意の期間は、発注者が定める工事期間（標準工事日数等）以上を確保することを原則とする。
 ※余裕期間を短縮した場合、契約工期を短縮する必要がある。
 ※工期の終日を決めている場合でも、上記を定めて、任意の期間を決定できる。

②余裕期間を設定した工事の技術者等の配置について（イメージ）

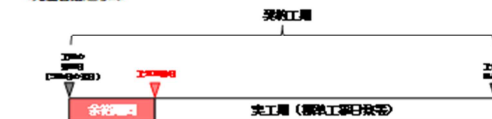


※備考
・別途履行中の工事に専任配置されている主任(監理)技術者であっても、発注者が設定した余裕期間内に当該別途工事の引渡しが完了するものについては、配置予定技術者として入札参加が可能。

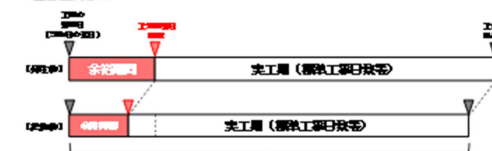
【参考资料】

①工期の設定（イメージ）

＜兄注者貼定方式＞



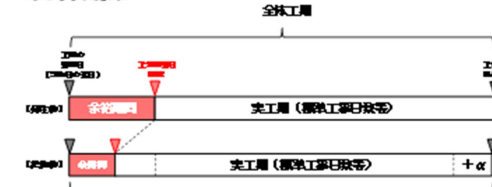
＜任意選択方式＞



契約工種

全米給工種を延べしても、工種の別開きをしている場合は、契約工種は延べされない。

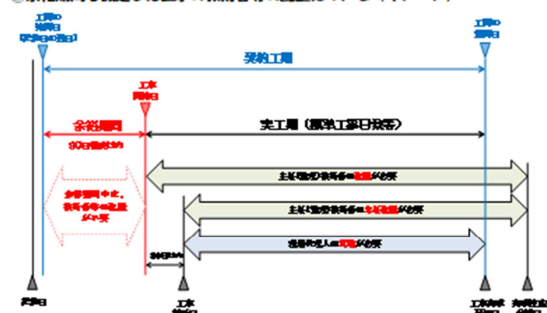
＜フレックス方式＞



契約工期

全労組側との交渉により、延命の期間、工場の再開日を短縮することができる。
全労組側を短縮しても、工場の再開日は遅延なくともよい。

②余裕期間を設定した工事の技術者等の配置について（イメージ）



※備考

- ・有償提供方式の場合、受注者は、受注者が指定した発注期間の範囲で工事開始日を遅延できる。
- ・別途発行中の工事にも併用配置されている案件（監理）技術者であっても、受注者が指定した発注期間内に発注側工事の引渡しが完了するものについては、配置予定技術者として入力参加が可能。